令和5年行審第1号

令和5年(不)第1号 除票の写し不交付処分取消請求事件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

処分庁(四日市市長)が令和5年3月30日付けで行った除票の写しの不交付処分(以下「本件処分」という。)に対し、審査請求人〇〇〇〇(以下「審査請求人」という。)が、令和5年4月24日付けで提起した審査請求について、これを棄却すべきであるとする審査庁(四日市市長)の諮問に係る判断は妥当でなく、本件処分を取消し、本答申の趣旨を踏まえ、再度交付の可否を判断することが相当である。

### 第2 事案の概要

本件は、審査請求人が、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第15条の4第3項の規定により、処分庁に対し第三者(以下「本件対象者」という。)の除票の写しの交付の申出(以下、「本件申出」という。)を行ったところ、処分庁が不交付を決定したため、これを不服として審査請求をした事案である。

#### 第3 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
- (1)審査請求の趣旨 本件処分を取り消し、除票の交付を求める。
- (2) 審査請求の理由 審査請求人が主張する審査請求の理由の要旨は以下のとおりである。
  - ① 審査請求人は、依頼者(以下「A」という。)から委任を受け、本件対象者の依頼者であった者(以下「B」という。)を被告として損害賠償請求を提起し、2007年12月に勝訴し、確定したが、Bは確定判決の支払を履行せず、債権の回収はできなかった。
  - ② 審査請求人は、Bが新たな事業をしているとの情報を得たため、Bに対しAに対する支払いがない場合は、ホームページにBの情報を求める記事を掲載する旨を伝えたが、支払いがされなかったため、Aの被害回復及び新たな被害予防のため、審査請求人の法律事務所のホームページにBの情報を求める記事を掲載した。
  - ③ Bは、2020年10月21日、本件対象者を代理人として、審査請求人

に対し、本件記事の掲載が名誉侵害に当たるとして、同記事の削除と 200 万円の損害賠償を求める裁判を津地方裁判所四日市支部に提起した。かかる訴訟は、Bに対する追及を封じ込めようと、弁護士業務を妨害する目的で提起されたスラップ訴訟である。

- ④ 本件対象者は、本件記事のホームページへの掲載が名誉棄損には該らないことが当然に分かるものであるから、Bに提訴を思い留まらせるべきであり、それが弁護士としての職務上の義務であった。本件対象者が、弁護士の責務に違反し、不当訴訟を提起して審査請求人に損害を与え権利を侵害したことは不法行為を構成する。
- ⑤ よって、審査請求人は、本件対象者に対する損害賠償請求権を有して おり、法第15条の4第3項第1号「自己の権利を行使し、又は自己 の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者」に 該当する。
- ⑥ 四日市市は、「審査請求人と申出対象者との間に債権債務関係(損害 賠償請求権)が存在するという蓋然性が高いとまでは認められなかっ た」ことを理由に不交付の決定をしたが、損害賠償請求権が存在する かを判断するのは裁判所であって、市が判断すべきことではない。
- ⑦ 審査請求人が、本件対象者の責任を追及し、被った被害の回復を図る 手段は裁判に訴えるしかないが、被告とする相手方の住所(相続人の 住所)を特定できなければ提訴することができず、憲法で保障された 裁判を受ける権利を行使することができない。
- ⑧ 四日市市が除票の写しを交付しないのは、裁判の相手となる本件対象 者の相続人を確定する手段を奪うもので、審査請求人の裁判を受ける 権利を侵害する違法なものである。
- 2 処分庁の主張
- (1)審査請求の趣旨に対する主張 本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- (2) 処分庁の主張する不交付の理由 処分庁が主張する不交付処分の理由の要旨は以下のとおりである。
  - ① 法第15条の4第3項では、次に掲げるものから除票の写しが必要である旨の申し出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該除票の写しを交付することが出来ると規定している。
    - 第1号 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票 の記載事項を確認する必要がある者
    - 第2号 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
    - 第3号 前2号に掲げる者のほか、除票の記載事項を利用する正当な

## 理由がある者

- ② 審査請求人は、違法不当なスラップ訴訟を提起された被害者として本件対象者に対して損害賠償請求権を有しているところ、遺族への連絡、場合によっては相続人への提訴を考えており、相続人の特定のため、第三者請求による除票の写しの交付を申請する正当な理由があると主張するが、処分庁としては提出された疎明資料から審査請求人と対象者との間に債権債務関係(損害賠償請求権)が存在するという蓋然性が高いとまでは認められなかった。
- ③ したがって、本件処分は法第15条の4第3項第1号及び第3号に 該当しないとして除票の写しを不交付決定したものであり、適法であ る。

## 第4 審理員意見書の要旨

- 1 審理員意見書の結論 審査請求人の請求を棄却すべきである。
- 2 審理員意見書の理由 審理員意見書の理由は、以下のとおりである。
- (1) 本件審査請求の争点について

本件の争点は、審査請求人が本件対象者に対し損害賠償請求権を有し、「自己の権利を行使するために除票の記載事項を確認する必要がある者」 (法第15条の4第3項第1号)又は「除票の記載事項を利用する正当な理由がある者」(法第15条の4第3項第3号)に該当するか否である。

- (2) 法第15条の4第3項第1号の該当性について
  - ①本人等以外の者の申し出による除票の写しの交付について、法第15条の4第3項第1号は、市町村長は、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者から申出があり、当該申出を相当と認めるときは、公証制度としての利用の目的の範囲内として、対象事項を限定した上で除票の写しを交付することができる旨を定めている。
  - ②上記申出においては、申出者において、利用の目的を具体的に明らかにした上、自己の権利や義務があることを説明すべきことが予定されているのであって、上記の申出が相当と認められるためには、申出者にその主張する権利や義務があることの蓋然性が認められ、かつ、申出者が明らかにした利用の目的に照らし、当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために、当該除票の具体的な記載事項を確認する必要性が認められなければならないというべきである(第1審東京地裁

平成28年9月27日判決、控訴審東京高裁平成29年2月1日判決に同旨)。

- ③審査請求人は、令和2年10月21日付けで提起された津地方裁判 所四日市支部での損害賠償請求事件をスラップ訴訟であると主張す るが、訴状及び判決をみると、審査請求人への損害賠償請求は棄却さ れているが、判決文では本件記事はBの名誉を棄損するものであるが、 違法性はなく、不法行為は成立しないとの結論に至っており、本件対 象者の別件訴訟の経緯等に鑑みても、審査請求人が本件対象者に対す る損害賠償請求権があるという蓋然性が認められるものではない。
- ④民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合において、その訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解されている(最高裁第三小法廷昭和63年1月26日判決)。
- ⑤本件対象者が原告代理人として提起した上記津地方裁判所四日市支部での訴えの提起が、裁判制度の制度趣旨に照らして著しく相当性を欠くもので、審査請求人に損害賠償請求権があるとの蓋然性は、審査請求人の提出した資料からはうかがえない。
- ⑥以上から、審査請求人による除票の写しの交付請求につき、法第15 条の4第3項第1号の要件を満たすとはいえない。
- (3) 法第15条の4第3項第3号の該当性について

法第15条の4第3項第3号は、「除票の記載事項を利用する正当な理由がある者」を要件としているが、(1)で検討したように審査請求人が本件対象者に対して債権を有していることの蓋然性までは認められず、その他除票の記載事項を利用する正当な理由があるとの事実は認められないため、同号の要件を満たすとはいえない。

#### 第5 調査審議の経過

令和5年10月24日付けで審査庁である四日市市長から行政不服審査 法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年12月25日、令和6 年2月26日の審査会において、調査審議を行った。

## 第6 審査庁の考え

- 1 裁決の考え 本件審査請求を棄却する。
- 2 理由 審理員意見書の「第4理由」記載のとおり。

# 第7 審査会の判断の理由

- 1 審理員意見書の判断基準について
- (1)審査請求人は、自身が本件対象者に対して損害賠償請求権を有しており、法第15条の4第3項第1号に規定する「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者」に該当する旨を主張する。かかる主張に対し、審理員意見書は、本人等以外の者からの除票の写しの交付の申出が相当と認められるためには、「申出者にその主張する権利や義務があることの蓋然性」が必要であるとし、本件においては、審査請求人が本件対象者に対して損害賠償請求権を有する蓋然性は認められない、と結論付けている。また、その他除票の記載事項を利用する正当な理由があるとの事実も認められないとして、同項第3号についても、その該当性を否定している。
- (2) 法第15条の4第3項第1号の規定に基づき、「自己の権利」を行使 するために必要であるとして、除票の写しの交付申出が行われた場合、処 分庁が「自己の権利」の存否について、何の確認も行わないままこれを交 付することは、同条同項が除票の写し等の交付をすることができる場合を 限定した趣旨に反し、また、個人情報保護の観点からも妥当でない。

そのため、処分庁が、申出人が主張する権利の存否について一定の判断を行うことは、交付の可否の適正な判断のために必要なものであるといえる。そして、行政機関たる処分庁が、私人間における権利の存否について確信をもってこれを判断することは困難であることから、その判断に際し、当該権利の存在について蓋然性が認められることを判断基準としたことには、合理性が認められるというべきである。

(3) この点、本件事案のように当事者間に争いのある権利を行使しようとする場合には、行政機関がその存在の蓋然性を認めることができる程度の疎明を申出者において行うことは一般に困難であると思われることから、申出者が自己の権利を行使する機会を失うことになりかねない、との批判も考えられるところである。

しかしながら、当事者間に争いのある権利を確定し、その実現を図るためには、訴訟を提起することが唯一の方法であるところ、訴訟提起に際して裁判所等に提出する必要がある書類については同項第2号により、ま

た、同項第2号に該当しない場合であっても「正当な理由」が認められる場合には同項第3号により交付することができるのであるから、申出者が主張する権利の性質上、当該権利についての疎明が困難であったとしても、特段の不都合はないと考える。すなわち、法第15条の4第3項に基づく交付の申出に対しては、当該申出に係る具体的事情に照らし、同項第1号から第3号までのいずれかの規定を適切に適用することで妥当な結論を導くことが可能であり、処分庁にはそのような運用が求められていると解する。

## 2 本件事案の事情について

(1) 当審査会は、前述の理由により、法第15条の4第3項第1号の該当性に係る審理員意見書の判断を是認するものであるが、審査請求人が主張する自己の権利について、その実現を図る機会を確保できないような事情がある場合には、当該事情を十分に考慮したうえで、同項第2号又は第3号の適用の余地を考えるべきであると考える。

この点、本事案においては、「自己の権利」の相手方がすでに死亡しているため、審査請求人が当該権利を行使するためには、相手方の相続人に対して訴訟を提起する必要がある。ここで、当該相続人に対して訴訟を提起するに当たり、裁判所に相手方の除票の写しを提出する必要があるのであれば、同項第2号により、除票の交付が認められることになる。しかしながら、死亡当事者の相続人に対する訴訟提起に際しては、裁判所から当該相続人を確定するために必要な戸籍謄本等の提出を求められることが通常であり、除票の写しについて提出を求められることは一般的とはいえない。

もっとも、本件事案では、審査請求人は相手方の本籍地や相続人を把握していないと推察されるため、仮にそうであれば、まず、除票によって相手方の本籍地を確認し、当該本籍地において相手方の戸籍謄本等を入手する必要があるという事情が認められることになる。

当審査会は、かかる事情が認められるのであれば、本件申出に対し、同項第2号により除票の写しを交付することはできないとしても、「除票の記載事項を利用する正当な理由がある者」として、同項第3号により、除票の写しを交付する余地があるものと考える。

(2) この点、処分庁は、同項第1号と同様の理由から同項第3号の該当性を否定しており、審理員意見書においても、「その他除票の記載事項を利用する正当な理由があるとの事実は認められない」として第3号該当性を否定している。しかしながら、本件事案においては、前述のような事情が窺われるのであるから、これらの事情について一切の調査及び検討を行な

いままに行われたこれらの判断は、必要な調査及び検討を欠いたものと言わざるをえない。

#### 3 まとめ

以上のとおり、本件処分は、処分庁において必要な調査及び検討を欠いたまま行われたものであるから、違法又は不当として取り消しを免れず、処分庁において、2(1)に記載の事項等について調査・検討のうえ、再度、交付の可否について判断することが相当である。

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」記載の意見を答申する。

# 附言

処分庁が、本件申出について、申出者(審査請求人)が本件対象者に対して損害賠償請求権を有する蓋然性が高いか否かという点についてのみ検討し、他の観点からの検討を一切行わなかったのは、本件申出に際して提出された除票の請求書が、あくまでも債権行使を目的とした申出と解釈される記載内容となっていたことが一つの要因であったと考えられる。

当審査会は、除票の写し等の交付事務においては、その件数の多さから迅速な処理が要求され、請求書の記載から一義的に解釈される内容に従い処理を進めていく必要がある点について、一定の理解をするものである。しかしながら、本件申出においては、申出に至る経緯が別紙に詳細に記載され、そのなかで「場合によっては相続人を被告として提訴することを考えており」と書かれているのであるから、処分庁は、申出者に訴訟提起の意向を確認するなど、より申出者の立場を考慮した対応を行うこともできたはずであると思料する。当審査会として、処分庁に対し、今後、同種又は類似の申出に対し、より申出者の立場に立った丁寧な対応を望むものである。

また、本件審査請求の審理手続においても、審査請求人が本件対象者に対して損害賠償請求権を有する蓋然性の有無という観点からしか審理がなされていないが、審査請求人の訴訟提起に係る意向や本件事案における事情等は、審理手続の過程で相当程度に明らかとなっているのであるから、審理員においては、かかる事情を考慮に入れたうえで、審理を行うべきであったと思料するものである。

四日市市行政不服審査会

委員(会長)小林明夫委員北見宏介委員澁谷郁子